

E i w a N e w s

来年以降の所得税、住民税

平成 24 年 12 月
(No. 089)

平成 25 年 1 月 1 日から、いわゆる復興財源確保法の施行により、所得税に復興特別所得税(所得税の 2.1%相当額)が上乗せされます。

また、退職手当等につきましても増税となる改正が施行されます。

本誌 No. 86 において復興特別所得税についてご紹介しておりますが、重要な改正項目となりますので、改めてご紹介いたします。

[1] 復興特別所得税

1. 源泉徴収税額の計算方法 (所得税及び復興特別所得税)

$$\text{支払金額等} \times (\text{所得税率}(\%) \times \underline{102.1\%})$$

2. 対象となる所得

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得

(具体例①：支給日が定められている給与)

平成 24 年 12 月分の給与を、平成 25 年 1 月に支払うことが契約又は慣習等により定められている場合、この給与は平成 25 年分の所得となります。
したがって、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

(具体例②：未払の報酬等)

平成 24 年中に支払が確定している報酬等を、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払ったとしても、これは平成 24 年分の所得となります。
したがって、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

3. 源泉徴収および納付

所得税の源泉徴収義務者は、所得税と併せて復興特別所得税を源泉徴収し、その合計額を 1 枚の納付書により納付します。

4. 手取金額から支払金額を算定する場合 (グロスアップ)

(具体例：手取額 100,000 円、所得税率 10%)

① 従来

$$\text{支払金額} \quad 100,000 \text{ 円} \quad \div \quad (100\% - 10\%) \quad = \quad 111,111 \text{ 円}$$

$$\text{源泉税額} \quad 111,111 \text{ 円} \quad \times \quad 10\% \quad = \quad 11,111 \text{ 円}$$

② 改正後

$$\text{支払金額} \quad 100,000 \text{ 円} \quad \div \quad (100\% - 10.21\%) \quad = \quad 111,370 \text{ 円}$$

$$\text{源泉税額} \quad 111,370 \text{ 円} \quad \times \quad 10.21\% \quad = \quad 11,370 \text{ 円}$$

※ 本誌 No. 86 には上記以外の参考金額も掲載しております。併せてご参照ください。

[2] 退職手当等

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職手当等につき、下記 2 点の改正が施行されます。

1. 個人住民税

退職所得に係る個人住民税の「10%税額控除」が廃止されます。

① 従来 of 計算方法

退職所得の金額 (収入金額 - 所得控除額) × 1/2	×	税率 市民税 6% 県民税 4%	=	税額 市民税額 (A) 県民税額 (B)
税額 市民税額 (A) 県民税額 (B)	-	控除額 (A) × 10% (C) (B) × 10% (D)	=	特別徴収すべき税額 市民税額 (A) - (C) 県民税額 (B) - (D)

② 改正後の計算方法

退職所得の金額 (収入金額 - 所得控除額) × 1/2	×	税率 市民税 6% 県民税 4%	=	特別徴収すべき税額 市民税額 (A) 県民税額 (B)
---------------------------------	---	------------------------	---	-----------------------------------

2. 特定役員退職手当等

勤続年数が 5 年以下である役員等（特定役員）に対して支払う退職手当等については、退職所得の金額の「2分の1課税」が適用できないこととされました。

① 一般の「退職所得の金額」の計算方法

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

② 改正後の特定役員退職手当等に係る「退職所得の金額」の計算方法

$$\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

(注) 本改正が適用される退職手当等は、原則、その支給の起因となった「退職の日」が平成 25 年 1 月 1 日以後のものですが、株主総会等において「退職の日」後に支給額が定められた場合には、その「定められた日」により判定します。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。